

検討事項案その6 (第5 仲裁手続について〔その2〕)

【目次】

- 1 申立て及び答弁について(注)
- 2 仲裁手続の進め方について
 - (1) 口頭審理又は書面審理の選択等について
 - (2) 期日の通知について
 - (3) 当事者が提出した書面等の相手方への送付について
- 3 当事者が申立てや答弁を明らかにしない場合等への対応について
- 4 仲裁廷の職権による鑑定について
- 5 証拠調べに関する裁判所の援助について

(注)モデル法(模範法)第23条は、申立人及び相手方の各主張に係る用語について、その見出しを statement of claim and defence とし、本文において、その内容を特定している。本文では、申立人が明らかにすべきものとして、the fact supporting his claim (申立人の申立てを裏付ける事実)、the points at issue (争点)、the relief or remedy sought(求める救済・措置)、相手方が明らかにすべきものとして、his defence in respect of these particulars (これらの事項についての相手方の認否、主張等)を挙げている。

一般に、statement of claim は、民事訴訟において、訴状又はこれに相当する書面に記載されるべき請求の原因(の陳述)、すなわち、請求の根拠に関する原告の陳述(米国の場合)又は請求の原因及び趣旨(請求の内容とその根拠となる事実)(の陳述)(英国の場合)を意味し、statement of defence は、英国などにおいて、原告の請求原因に対する認否や抗弁事実を記載して提出する被告の書面をいうとされている(田中英夫編集代表「英米法辞典」(財団法人東京大学出版会、平成3年))。

本稿では、便宜上、疑義を生じない範囲で、モデル法(模範法)の用例に準じ、「申立て」を請求(請求の趣旨及び請求を特定する事実)、請求原因事実(請求を理由づける事実)、争点の摘示等を含むものとして、「答弁」を請求の趣旨に対する答弁及び請求原因事実に対する認否反論を含むものとして用いることとする。

- 1 申立て(statement of claim)及び答弁(statement of defence)について

【仲裁検討会資料8の 参照】

- (1) 仲裁手続の準則は、当事者の合意により定め、その合意がない場合には仲

裁廷が定めることを前提として(仲裁検討会資料18の2参照),モデル法(模範法)第23条第(1)項にならい,申立人は申立てを,相手方は答弁を明らかにしなければならないとした上,

ア 申立て及び答弁の在り方(方法,内容等)の詳細については,当事者が合意により定めることができるものとし,

イ 標準的な方法として,当事者が合意し,又は仲裁廷が定めた期間内に,申立人は,請求及び請求を理由づける事実を明らかにし,相手方は,答弁,請求を理由づける事実に対する認否及び抗弁事実を明らかにしなければならないこと,当事者は,その際,これらに関連する文書を提出し,後に提出する予定の書証等を示すことができるものとするなど定めるものとするかどうか。

(2) また,モデル法(模範法)第23条第(2)項にならい,当事者は,その各主張を変更し,又はこれを補足する主張をすることができるものとする事,ただし,その主張が時機に後れたものであるときは,仲裁廷は,その主張を許さないことができるものとする事かどうか。

【説明】

申立人が申立てを,相手方が答弁を明らかにしなければならないのは,事柄の性質上当然のことと考えられる。もっとも,その内容(どの程度詳細な主張を必要とするか,請求を理由づける事実のほかに争点も積極的に示さなければならないか等)や方法(書面又は口頭による申述いずれによるべきか等)については,各仲裁機関が独自の規則を持ち,これに基づいて仲裁を運営している実情にもかんがみ,当事者が自由に定めることができるものとするのが妥当と解される。

そのうえで,標準的な申立て及び答弁の在り方として,枠内に示したような考え方による形態を定めることが考えられる。

枠内(2)に示した考え方は,民事訴訟の場合の時機に後れた攻撃防御方法の取扱い(民事訴訟法第157条参照)に類するものである。

なお,仲裁に付する申出を書面によることとし,これに裁判でいう請求の趣旨及び請求の原因(民事訴訟法第133条参照)に対応する事項の記載を要することとした場合(仲裁検討会資料18の5(2)参照),には,その後に行う申立ては,

これらの請求の特定等は省かれ、仲裁に付する申出の際にその特定等を欠いた場合にのみ、仲裁手続開始後に申立てを明らかにするなかで請求の特定等を行うことになる。

【コメント】

時機に後れた主張の変更、補足等を許さないことができるとする場合においても、その要件について、すべて仲裁廷の裁量的判断に委ねるか、あるいは、故意又は重大な過失による場合とするか等については、検討する必要がある。

(参考)

・ モデル法(模範法)第23条〔申立及び答弁〕

「(1) 当事者が合意したか仲裁廷が決定した期間内に、申立人は、自己の申立を裏付ける事実、争点及び求める救済につき陳述しなければならない。被申立人は、これらの事項に関する答弁の陳述をしなければならない。但し当事者が、かかる陳述の内容につき別段の合意をした場合はこの限りでない。当事者は自己の陳述とともに、関連があると認めるすべての書類を提出し、又は後に提出する文書その他の証拠を示すことができる。

(2) 当事者が別段の合意をしていない限り、いずれの当事者も、仲裁手続が行われている間、自己の申立又は答弁を修正又は補完することができる。但し仲裁廷が、その時機に後れたことを考慮して、修正を許すことが不適当と認める場合はこの限りでない。」

・ ドイツ法第1046条〔申立て及び答弁〕

(1) 当事者が合意し又は仲裁裁判所が定めた期間内に、申立人はその申立て及びこれを基礎づける事実を明らかにし、また、相手方はこれに対する主張をしなければならない。当事者は、その際に自己にとり重要であるとするすべての書面を提出し又は自己に役立たせようとするその他の証拠方法を示さなくてはならない。

(2) 当事者が異なる合意をしている場合を除き、いずれの当事者も、仲裁手続の過程においてその申立て又は攻撃若しくは防御方法を変更し、又は補充することができる。ただし、仲裁裁判所が、遅延が十分に弁明されていないことを理由にこれを認めない場合は、この限りでない。

(3) 第1項及び第2項は、相手方からの申立てについて準用する。」

・ 韓国法第24条〔申立書及び答弁書〕

「(1) 申立人は、当事者が合意または仲裁判断部が定めた期間内に申立趣旨と申立原因事実を記載した申立書を仲裁判断部に提出し、被申立人はこれに対して答弁しなければならない。

(2) 当事者は、申立書または答弁書に重要であると認める書類を添付し、または将来使用する証拠方法を表示することができる。

(3) 当事者間に別途の合意のない場合、当事者は仲裁手続の進行中に自己の申立てや攻撃防禦方法を変更または補完することができる。ただし、仲裁判断部が変更または補完によって手続が著しく遅延するおそれがあると認める場合には、この限りでない。」

2 仲裁手続の進め方について

(1) 口頭審理又は書面審理の選択等について 【仲裁検討会資料8の 参照】

事件の審理を口頭又は書面のいずれの方式によって行うかについて、モデル法（模範法）第24条第(1)項にならい、次のとおりとするものとするかどうか。

ア 当事者間に合意があるときはそれにより、そのような合意がないときは仲裁廷がこれを定める。

イ 事件の審理を書面により行うこととされた場合において、当事者の一方が口頭による審理を請求したときは、当事者が口頭による審理を行わない旨の合意をしていた場合を除き、仲裁廷は、仲裁手続の適当な段階で口頭による審理を経なければならない。

【説明】

事件の審理を口頭又は書面のいずれの方式によって行うかについて、当事者が合意により定め、そのような合意がないときは仲裁廷が定めるものとするとは、当事者の手続準則決定権の審問手続（hearing）における顕れと位置づけられると解される（モデル法（模範法）第19条参照）。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第24条〔審問及び書面による手続〕

「(1) この規定と異なる当事者の合意に反しない限り、仲裁廷は、証拠提出のため、又は口頭弁論のために審問を行うか又は手続を文書その他の資料に基づいて進めるかを決定しなければならない。但し、当事者が審問が行われるべきでない旨合意した場合を除き、当事者の申立があれば、仲裁廷は、手続の適当な段階でかかる審問を行わなければならない。」

- ・ ドイツ法第1047条〔口頭弁論及び書面手続〕

「(1) 当事者の合意に反しない限り、仲裁裁判所は、口頭弁論を実施するか否か、又は手続を書面その他の記録に基づいて実施するか否かについて裁判する。当事者が口頭弁論を排斥しない場合において、当事者が申し立てたときには、仲裁裁判所は、手続の適当な段階において口頭弁論を実施しなければならない。」

- ・ 韓国法第25条〔審理〕

「(1) 当事者間に別途の合意がない場合には、仲裁判断部は口頭審理または書面審理のど

ちらかにより審理を行うべきかを決定する。ただし、当事者が口頭審理によらない旨の合意をした場合を除き、仲裁判断部は一方の当事者の申立てにより適切な段階で口頭審理を行わなければならない。」

(2) 期日の通知について

【初出】

モデル法（模範法）第24条第(2)項にならい、仲裁廷は、当事者に対し、証拠調べ等を行うに当たり、その期日を相当な期間をおいて通知しなければならないものとするかどうか。

【説明】

当事者に主張立証の準備の機会を与えるため、相当な期間をおいて証拠調べ等の期日の通知を行うべきことは、当然のことと考えられる。

【コメント】

モデル法（模範法）第24条第(2)項は、その原文（後掲）を見る限り、証拠調べのための審問（hearing）及び仲裁廷の会合（meeting）のみを定めていると解されるが、この理は、他の期日についても当てはまると考えられることから、条文を設けるとした場合には、その規定振りを含め検討する必要がある。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第24条〔審問及び書面による通知〕

「(2) 当事者には、審問及び物品その他の財産又は文書の検認のための仲裁廷の期日について、十分な余裕を持って事前に通知しなければならない。」

「(2) The parties shall be given sufficient advance notice of any hearing and of any meeting of the arbitral tribunal for the purposes of inspection of goods, other property or documents.」

- ・ ドイツ法第1047条〔口頭弁論及び書面手続〕

「(2) 証拠調べを目的とする仲裁裁判所の弁論及び会合については、これをすべて当事者に適時に通知しなければならない。」

- ・ 韓国法第25条〔審理〕

「(2) 仲裁判断部は、口頭審理期日またはその他の証拠調査期日について事前に十分な時間をおいて当事者に通知しなければならない。」

(3) 当事者が提出した書面等の相手方への送付について

【初出】

モデル法（模範法）第24条第(3)項にならい，当事者が提出した文書等について，次のように取り扱うべきものとするかどうか。

ア 当事者が提出した文書等は，これを相手方に送付し，当事者が仲裁廷に対して行った陳述等は，これを相手方に伝えなければならない。

イ 仲裁廷は，鑑定書その他の証拠書類であって，仲裁判断その他の判断をするについてそれに依拠する可能性のあるものを当事者に送付しなければならない。

【説明】

相手方の主張立証に対して自己の攻撃防御を十全に行うことを可能にするため，当事者が提出した文書等は，これを相手方に送付すべきものと考えられる。また，職権証拠調べを前提として，当事者に対して仲裁廷の判断根拠となりうる鑑定書や書証を示し，この点について攻撃防御を行う機会を与えるべきこともまた必要であると考えられる。

【コメント】

民事訴訟においては，準備書面は直送しなければならないとされており（民事訴訟規則第83条第1項参照），仲裁手続にあっても，当事者が合意した場合には当事者が提出する書面等の直送を許容することが考えられる。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第24条〔審問及び書面による手続〕
「(3) 一方の当事者によって仲裁廷に提出されたすべての陳述，文書その他の情報は，他方の当事者にも伝達しなければならない。仲裁廷がその決定を行うに当って依拠することあるべき鑑定人の報告又は他の証拠文書も，これを当事者に伝達しなければならない。」
- ・ ドイツ法第1047条〔口頭弁論及び書面手続〕
「(3) 当事者の一方により仲裁裁判所に提出されたすべての陳述書，書面その他の通知は，相手方に通知し，仲裁裁判所がその裁判の際に依拠しうる鑑定書その他の書証は，両当事者に通知しなければならない。」
- ・ 韓国法第25条〔審理〕
「(3) 一方の当事者が仲裁判断部に提出する準備書面・書類その他の資料は，相手方当事者に告知されなければならない。
(4) 仲裁判断部が仲裁判断において基礎とする鑑定書または書証は，両当事者に告知

されなければならない。」

3 当事者が申立てや答弁を明らかにしない場合等への対応について

【仲裁検討会資料8の 参照】

当事者が所要の行為を怠る場合の爾後の仲裁手続の進行については、モデル法（模範法）第25条にならい、当事者間の合意によることとし、そのような合意がない場合の標準的な規律を次のとおりとするものとするかどうか。

- (1) 申立人が第23条第1項の規定に従って申立て（請求及び請求を理由づける事実）を明らかにせず、かつ、明らかにしないことがやむを得ない事由に基づくとは認められないときは、仲裁廷は、仲裁手続を終了する決定をしなければならない。
- (2) 相手方が第23条第1項の規定に従って答弁又は請求を理由づける事実に対する認否を明らかにしないときは、それがやむを得ない事由に基づくものとは認められないときでも、それによっては申立人の請求又は請求を理由づける事実を認めたものとは取り扱うことなく、仲裁手続を進めなければならない。
- (3) 当事者が審問期日に出頭せず、又は書証を提出しないときは、仲裁廷は、既に提出された証拠に基づいて終局判断をすることができる。ただし、当該当事者が審問期日に出頭せず、又は書証を提出しなかったことがやむを得ない事由に基づくとは認められる場合は、この限りでない。

【説明】

(1)及び(2)は、前掲1(1)（対応するモデル法（模範法）は、第23条第(1)項）の申立人の申立てを明らかにする義務及び相手方の答弁を明らかにする義務に対応し、それが果たされない場合の効果を定めるものである。

枠内に示した(2)は、いわゆる欠席判決（default judgment）に相当する制度を仲裁判断には想定しない考え方に基づくものである。

(3)は、当事者が審問期日に出頭せず、あるいは書証を提出しない等のために仲裁手続が進捗しない場合に、仲裁手続の停滞を防止する等のため、仲裁手続の現

状に基づいて終局判断をすることを認めるものである。

【コメント】

- ・ 申立人が申立てを明らかにしない場合について、モデル法（模範法）第25条は、仲裁手続を終結しなければならないとする。このような場合は、モデル法（模範法）第32条第(2)項(c)にいう「手続の続行」が「不要又は不可能」な場合に当たるものとして仲裁手続終了の命令を発し、これによって仲裁手続が終結することになると解される（同条第(1)項）。

もっとも、申立てが明らかにされないとは、請求の特定そのものがされていない場合と請求を理由づける事実（請求原因事実）が明らかにされていない場合とが含まれ、実質は申立ての却下又は棄却に相当するものと考えられる。

そこで、仲裁廷による仲裁手続終了命令の制度については、時効中断との関係等にも留意しつつ、検討する必要があると解される。

- ・ 相手方が答弁等を明らかにしない場合にあって、仲裁廷が申立人側の主張立証の内容、程度等を考慮して、また、枠内に示した(3)の考え方により、終局判断をすることが妨げられるものではないと解される（その意味で、(2)は、新たな審問等の期日指定を要求するものではない。）。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第25条〔当事者の懈怠〕
「当事者が別段の合意をしていない限り、十分な理由なくして、
(a) 申立人が第23条第(1)項に従ってその申立てを伝達しないときは、仲裁廷は手続を終了させなければならない。
(b) 被申立人が、第23条(1)項に従ってその答弁を伝達しないとき、仲裁廷は、その懈怠をそれによって申立人の主張を認めたものとして扱うことなく、手続を続行しなければならない。
(c) いずれかの当事者が審問に出席しないか書証を提出しないときは、仲裁廷は手続を続行し、仲裁廷に提出されている証拠に基づいて判断をくだすことができる。」

モデル法（模範法）第32条〔手続の終結〕

- 「(1) 仲裁手続は、終局判断又は本条(2)項に従う仲裁廷の命令により終結する。
(2) 仲裁廷は、次のいずれかの場合には、仲裁手続終了の命令を発しなければならない。
(a) 申立人が申立を取り下げたとき。ただし被申立人が申立の取下に異議を有し、かつ被申立人が紛争の最終的解決に達する正当な利益を有すると仲裁廷が認める場合はこの限りでない。
(b) 当事者が手続の終結に合意したとき。
(c) 仲裁廷が、手続の続行をその他の理由により不要又は不可能と認めたとき。」

- ・ ドイツ法第1048条〔当事者の懈怠〕
 - 「(1) 申立人が第1046条第1項による申立てをしないときは、仲裁裁判所は手続を終了する。
 - (2) 相手方が第1046条第1項の答弁をしないときは、仲裁裁判所は手続を続行する。ただし、懈怠自体により申立人の主張を自白したものと取り扱ってはならない。
 - (3) 当事者の一方が口頭弁論に出席せず、又は定められた期間内に書面を証拠として提出しないときは、仲裁裁判所は手続を続行し、かつ、現に存する認定に基づいて仲裁判断をすることができる。
 - (4) 裁判所が懈怠について十分な弁明があったと認めるときは、懈怠としない。当事者は、懈怠の効果について異なる合意をすることができる。」
- ・ 韓国法第26条〔一方の当事者の懈怠〕
 - 「(1) 申立人が第24条第1項の規定により申立書を提出しない場合には、仲裁判断部は仲裁手続を終了しなければならない。
 - (2) 被申立人が第24条第1項の答弁書を提出しない場合には、仲裁判断部はこれを申立人の主張に対する自白として取り扱わず、仲裁手続を継続して進行しなければならない。
 - (3) 一方の当事者が口頭審理に出席しない場合または定められた期間内に書証を提出しない場合には、仲裁判断部は仲裁手続を継続して進行し、提出された証拠を基礎に仲裁判断を下すことができる。
 - (4) 第1項ないし第3項の規定は、当事者間に別途の合意がある場合、または仲裁判断部が相当の理由があると認める場合には、これを適用しない。」

4 仲裁廷の職権による鑑定について

【仲裁検討会資料7の 3参照】

モデル法(模範法)第26条にならい、裁判所が当事者の申立てを前提とせず、鑑定人を選んで鑑定を行わせることができ、その具体的規律については、たとえば、次のとおりとするものとするかどうか。

- (1) 仲裁廷は、当事者間に合意のある場合を除き、必要があると認めるときは、特定の事項について、一人又は二人以上の鑑定人を指定して鑑定をさせることができる。
- (2) 仲裁廷が前項の規定により一人又は二人以上の鑑定人を指定したときは、仲裁廷は、当事者に対し、鑑定に必要な情報を鑑定人に提供し、関連する文書、動産その他の物件について、調査に供するため鑑定人にそれらを送付若しくは交付し、又は鑑定人がそれらの物件を調査することができるような所要の措置を採ることを求めることができる。
- (3) 当事者間に合意がある場合を除き、鑑定人が書面又は口頭により意見を述べた後、仲裁廷は、申立て又は職権により、鑑定人に対し、審尋期日に出

頭することを命ずることができる。この場合において、仲裁廷は、当事者に対し、当該審尋期日に出席して鑑定人に質問する機会及び（鑑定人以外の）学識経験を有する者（expert witnesses）を当該審尋期日に出頭させてこの者に鑑定事項について証言をさせる機会を与えなければならない。

【説明】

枠内に示した考え方は、高度の専門的判断が必要とされるような事件において、仲裁廷の判断能力を補充することを可能にするため、いわゆる職権による鑑定を行うことを認めるものである。

なお、枠内(3)の考え方は、職権による鑑定について、当事者の手続保障（攻撃防御方法の機会の十分な保障）を確保する見地から、当事者間に合意のある場合を除き、鑑定の結果について、当事者の検証や反論の機会を与えようとするものである。

【コメント】

鑑定以外の証拠調べについて規定を設けるか否かについては、検討する必要がある（仲裁検討会資料18の3参照）が、規定を設けた場合には、当事者間に証拠調べに関する合意がないときには、仲裁廷は、その規定に従って手続を進行しなければならないと解され（モデル法（模範法）第19条参照）、柔軟な処理の余地が減殺される可能性もある。そうすると、モデル法（模範法）にならい、他の証拠調べの在り方を規律する規定は設けないものとするとも考えられる。

なお、職権による鑑定にあっても、費用の予納が必要であり、実務上は、当事者の了解を取り付けたうえで実施される場合が多いものと見込まれる。

（参考）

・ モデル法（模範法）第26条〔仲裁廷による鑑定人選任〕

「(1) 当事者が別段の合意をしていない限り、仲裁廷は、

- (a) 仲裁廷が判断すべき特定の争点について意見を徴するため、1名又は複数の鑑定人を選任することができ、
- (b) 当事者に対し、関連ある情報を鑑定人に供与すること、又は関連ある文書、物品その他の財産を検認のため提出し、もしくは検認できるようにすることを求めることができる。

(2) 当事者が別段の合意をしていない限り、当事者が要請するか仲裁廷が必要と認める

ときは、鑑定人は、書面又は口頭による報告を行った後、審問に参加しなければならない。その審問において、当事者は、鑑定人に質問する機会、及び争点につき証言させるために〔他の〕鑑定証人を出席させる機会を有する。」

- ・ ドイツ法第1049条〔仲裁裁判所による鑑定人の選任〕
 - 「(1) 当事者が異なる合意をしている場合を除き、仲裁裁判所は、自らが決めた特定の問題について鑑定を実施するために、1人又は複数人の鑑定人を選任することができる。仲裁裁判所は、鑑定人が適切な情報の提供を受け、又は手続に重要なすべての書面若しくは物を閲覧し若しくはこれらに接することができるよう、当事者に対して命ずることができる。
 - (2) 当事者が異なる合意をしている場合を除き、鑑定人は、当事者が申し立て若しくは仲裁裁判所が必要と認めるときは、書面又は口頭の鑑定意見を提出した後に、口頭弁論に出席しなければならない。弁論において、当事者は鑑定人に質問し、かつ、当事者側鑑定人（eigene Sachverständige）に争われている問題について陳述させることができる。
 - (3) 仲裁裁判所によって選任された鑑定人については、第1036条、第1037条第1項及び第2項を準用する。
- ・ 韓国法第27条〔鑑定人〕
 - 「(1) 当事者間に別途の合意のない場合、仲裁判断部は特定の争点に対する鑑定のために鑑定人を指定することができる。この場合、仲裁判断部は当事者に対して鑑定人に必要な情報を提供させ、鑑定人の調査のために関連文書と物件などを提出させ、または鑑定人がそれを調べることを受忍させることができる。
 - (2) 当事者間に別途の合意のない場合、仲裁判断部は職権でまたは当事者の申し立てにより、鑑定人を口頭審理期日に出席させ、当事者の質問に答弁させることができる。
 - (3) 第13条および第14条の規定は、仲裁判断部が指定した鑑定人に関してこれを準用する。」

5 証拠調べに関する裁判所の援助について

【仲裁検討会資料8の 参照】

証拠調べに関する裁判所の援助について、どのように考えるか。

(1) 援助を求めることができる者の範囲について

例えば、仲裁廷又は仲裁廷の許可（承認）を得た当事者が援助を求めることができるものとするのはどうか。

(2) 援助を求めることができる裁判所について

例えば、仲裁地をその管轄区域内に持つ裁判所又は証人等の居所のある地を管轄する裁判所とするのはどうか。

(3) 証拠調べの範囲と具体的な在り方について

例えば、民事訴訟法が定める証拠調べが対象となるとしつつ、申し立てに応じて裁判所が所定の命令を発する必要性の判断をするものとするのはどうか。

うか。

証拠調べの在り方については、例えば、裁判所がみずから行う場合のほか、裁判所が証人等に仲裁廷の面前への出頭を命じ、証拠調べそのものは仲裁廷が行う形態も認めるものとするかどうか。

【説明】

裁判所による援助の在り方については、裁判所の手続に係る事項であることにかんがみ、一般的規定にとどまらず、具体的な手続の枠組みを設ける必要がある。

【コメント】

枠内(3)の問題に関し、公催仲裁法第796条は、裁判所が協力の申立てを「申立ヲ相当ト認メタルトキニ限」り協力を行うとしている。この点について、裁判所は出頭や供述を命ずるという圧力を加える必要性について判断し、その必要が認められる場合に協力をすることを意味するとする見解がある（小山昇「仲裁法（新版）」（有斐閣，昭和58年）。この見解は、裁判所が協力すべき証拠調べについても、強制力を加えることのできる証拠調べに限定することを前提とするものと思われる。他方、証拠調べの援助は、裁判所が私的仲裁手続に後見的に介入協力するものであり、その実効性を確保して仲裁の制度的価値を高めるものであり、証拠調べを限定しない考え方もありうる。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第27条〔証拠調べにおける裁判所の援助〕
「仲裁廷又は仲裁廷の許可を得た当事者は、この国の権限ある裁判所に対し、証拠調べのための援助を申し立てることができる。裁判所は、その権限内で、かつ証拠調べに関する規則に従い、申立を実施することができる。」
- ・ ドイツ法第1050条〔証拠調べ及びその他の裁判官の行為による裁判所の援助〕
「仲裁裁判所又は仲裁裁判所の同意を得た当事者の一方は、裁判所に対して、証拠調べの際の援助又は仲裁裁判所の権限に属さないその他の裁判所の行為の実施を要請することができる。裁判所は、不適法と認める場合を除き、証拠調べ又はその他の裁判所の行為について適用される手続規定に従い、この要請を実施する。仲裁人は、裁判所の証拠調べに出席し、かつ、質問する権限を有する。」
- ・ 韓国法第28条〔証拠調べに関する裁判所の援助〕

- 「(1) 仲裁判断部は、職権でまたは当事者の申立てにより、裁判所に証拠調べを囑託することができる。
- (2) 第1項の場合に、仲裁判断部は調書に記載すべき事項その他証拠調べが必要な事項を書面で指定することができる。
- (3) 受託裁判所は、証拠調べを終えた後、証人尋問調書謄本・検証調書謄本などの証拠調べに関する記録を遅滞なく仲裁判断部に送付しなければならない。
- (4) 仲裁判断部は、証拠調べに必要な費用を受託裁判所に納付しなければならない。」